

テ九ハ感謝ニ堪エズ増給ノ如キモ既ニ先般ニ因以下者ニ對シ  
夫々昇給ニシテナリテハ之ヨリ滿止ナリトスルニ非ルモ會社経協状  
態ノ多額ノ昇給ヲ許サレバ如何ニトテ今回ノ條件ニ就キ次ノ  
如ク発表セリ

第一項 要求運動者ヲ誠首ニサルニト

目下致シ不足ノ折柄ニシテ決シテ解雇者ヲ出サバルモ  
ニ付安心シテ可キ

第二項 委員制更ヲ設クル件

委員制更ニ就テハ各々各地ニ於テ種々議論セシ  
居ル事ニシテ自分モ之ヲ制更ヲ完シテモト認メ居ルモ  
自分ニ別ニ復審ナリ 今之レヲ発表スル限ニ非ルモ  
自分ハ今少し進ニシテ實際的ニモニセトモ考慮中ニ  
アリ

第三項 ハ時百別後任ノ件

我社ハ他ニ高キ先レテハ時百別ヲ完施シタルモ其後  
能率ト上カザル為之ヲ中止セリ依テ今後ハ状況ニ依  
リ今少し能率ト上リタル場合ニ再ヒ之ヲ実行スル  
コトアルベシ

第四項 日給四割増給ノ件

會社ノ事情ニ因リ自發的ニ一割ヲ増給ス  
但シ本月廿九日付給科大切日瓦ヲ以テ翌三十日ヨリ支給ス

第五項 皆勤者賞与ノ三日分ノ件

本問題ハ実行シタキモ會社トシテハ尚大ニ考慮ヲ遂ケタ  
ル上今方レク一般利ノ方格ニ生テタキモ希望ヲ以テ

研究中ニアリ

第六項 病院改善ノ件